

日本国憲法9条とキリスト教 非暴力思想の近似性と可能性

—東アジアの平和構築の文脈を中心として—

山 本 俊 正

I はじめに

英国を代表する日本政治の研究者である、アーサー・ストックウイン、オックスフォード大学名誉教授は、戦後日本の民主主義の独特な特徴について、以下の三つを挙げている。「一つは保守勢力による一党支配の時代が長く続いたこと。もう一つは、官僚制が非常に強い影響力を持っていたこと。最後の特徴は、「軽武装路線」、憲法9条により軍勢力とその使用が制約されたこと」¹⁾。

日本政府は、2015年5月14日、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行った。集団的自衛権とは、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止すること」と定義されている。保守勢力による一党支配の時代においても、憲法9条により、その行使が認められないという政府解釈を覆す決定であった。更に、2015年9月17日には、与党自民党・公明党、他3党が、参議院特別委員会・本会議において、安保関連法案を可決・成立させた。「安保法制」に関しては、中国の脅威に対抗する抑止効果を持ち、日本の安全と平和に寄与するという賛成論がある一方、国際紛争の解決手段としての武力行使を永久

1) 「揺れ動く民主主義」朝日新聞朝刊オピニオン、2014年8月21日

に放棄した憲法9条の平和主義を180度転換するとの反対論が根強くあり、国論を二分した。特に反対の立場からは、最高裁の元長官・判事や、歴代の内閣法制局長官、そして与党自身が国会に招いた学者を含む圧倒的多数の憲法学者が「違憲」の判断を示し、近代国家システムの根幹たる立憲主義及び平和主義を否定する行為であることが表明された。

本稿では日本国憲法9条の思想的意義とキリスト教平和思想の比較を試みている。キリスト教平和思想の源流を遡ると、国家の戦争を擁護した「正戦論」がある一方、非暴力主義の水脈が地下水のように流れていることに気づかされる。2011年に発売されてベストセラーとなった「ふしぎなキリスト教」(橋爪大三郎、大澤真幸、共著、講談社)の後書きには以下のような記述がある。「なぜ、日本人は、キリスト教を知らないといけないのか。キリスト教を理解すると、どういういいことがあるのか。それは、こんな感じだ。昔むかし、あるところに、七人家族が暮らしていました。「戦後日本」と、表札が出ていました。家族は両親と、五人のきょうだい。「日本国憲法」「民主主義」「市場経済」「科学技術」「文化芸術」という名の、いい子たちでした。でもある日、五人とも、養子だったことがわかります。「キリスト教」という、よその家から貰われて来たのです。そうか、どうりでときどき、自分でもおかしいなと思うことがあったんだ。そこできょうだいは相談して、「キリスト教」家を訪問することにしました。本当の親に会って、自分たちがどうやって生まれたか、育てられたか、教えてもらおう。忘れてしまった自分たちのルーツがわかったら、もっとしっかりできるような気がする……」

本稿では、最初に東アジアの安全保障環境の変化と抑止論の現実を概観し、戦後70年、日本の「軽武装路線」を牽引してきた憲法9条の非暴力思想を東アジアの平和構築の文脈から歴史的に振り返る。また、憲法9条の果たした役割と存在意義を概観する。次に、国際政治における「抑止論」的発想による現実主義を乗り越える立場として認知されている宗教的パシフィズムの伝統、とりわけキリスト教の非暴力主義に基づく絶対平和主義の歴史と実践を考察する。特に、16世紀の宗教改革以降に誕生した、プロテスタント教会、

「再洗礼派」の非暴力思想と日本の事例を紹介する。最後に、聖書的な非暴力のビジョンを含め、憲法9条とキリスト教非暴力思想との近似性と可能性を検討する。

II 東アジアの安全保障環境と抑止論の現実

安倍政権は国会答弁の中で、「安保法制」の必要性の理由として、「日本を取り巻く安全保障環境の変化」と「抑止効果」を挙げている。日本を取り巻く東アジアという地域は、一方で、21世紀に入ってから、世界で最も高い経済成長を達成した地域である。域内の経済は相互に強く結びついており、近隣、東北アジアでは、お互いをかけがえのない経済のパートナーとしている。しかし、他方では、近代以来の歴史的経緯から深刻な分断が続き、冷戦状況が残る中、相互信頼は非常に弱い。朝鮮民主主義人民共和国（以降、北朝鮮）と日本の国交は正常化されておらず、南北朝鮮の統一は進展していない。6者協議も2008年の12月を最後に開催されていない。北朝鮮と米国の対立も東北アジアに大きな負の影を落としている。また、中国と台湾の関係は歴史的な首脳会談が開催されているが、中国の南シナ海への進出による緊張関係が続いている。このような過去の歴史認識の相違に起因するお互いの対立感情は、各国のナショナリズムを刺激し、時として平和の構築を困難にする事象として眼前に噴出する。それは、領土問題としての竹島、尖閣諸島の問題であったり、排外的な差別主義に基づくヘイト・スピーチであったりする。同時にまた、1990年代から世界を席卷した新自由主義に基づく経済のグローバル化は、東アジアにおいても、そのマイナス面として、各国内における貧富の格差の拡大とその固定化をもたらしている。東アジアは、経済発展に伴う資源やエネルギー、食糧や水の確保という課題、地球規模の温暖化、大気汚染、原発事故による環境破壊など、新たな紛争の要因ともなりうる火種を抱えている。日本を取り巻く東アジアの安全保障は、国家の安全保障のみならず、人間、民衆の安全保障として議論されねばならない。安倍政権が指摘する「日本を取り巻く安全保障環境の変化」は、状況認識としては間違っていない。

ない。しかし、その処方箋として集团的自衛権行使容認を含めた「安保法制」に結びつけるのは、武力による安全保障を前提としており、これまで日本が平和憲法9条の非暴力理念に基づき、外交交渉、ソフトパワーによる反軍事的政策をとってきたこととは大きく異なる方向性を示している。ノルウェーの平和学者であるヨハン・ガルトゥングは、東アジアにおける「安保法制」の抑止効果について、以下のように述べている。「日本が米国とともに集团的自衛権を行使するようになれば、中国はさらに軍備を拡張するでしょう。その結果、東アジアはかつてない規模の軍拡競争が起きる。(中略)北東アジア共同体の創設を提案したい。メンバーは日本と中国、台湾、韓国、北朝鮮、ロシアの極東部。本部は地理的にも中心で、琉球王国時代に周辺国と交流の歴史をもつ沖縄に置いてはどうでしょう。モデルは EC (欧州共同体) です」²⁾ 確かに、安倍首相の指摘のように、戦後の安全保障論、平和論のなかで、もっとも国際政治の舞台で一般的に叫ばれたのが抑止理論であった。抑止理論とは、軍拡という言葉で表現されるように、相手が軍備を増大させれば、それに対応して、こちらも軍備を増大させる。そのことによって、相手をくい止め、押さえ込むという平和理論である。抑止論は、軍備によって平和を実現するということが発想の基本にあるため、「相手国は基本的に悪である」が前提となる。相手を信じない、性悪説である。80年代のレーガン大統領は、「ソ連は悪魔の体制」、ブッシュ大統領は、イラン、イラク、北朝鮮は「悪の枢軸国」と呼んだ。抑止論は、敵に勝る力をもつことによって抑止が可能となる安全保障論であるため、限りない軍拡競争となり、無限の悪循環をもたらす。抑止論の究極は国単位の「核抑止論」となる。これに対して、1990年の「ベルリンの壁」崩壊以降、ヨーロッパでは EC (欧州共同体) が EU (欧州連合) に拡大発展し、経済統合の実現、共通の外交、共通の安全保障政策が進められている。ヨーロッパでは「国家の安全保障」から「共同体の安全保障」へと根本的な変化が起きている。前述したヨハン・ガルトゥ

2) 「積極的平和」の真意 朝日新聞朝刊インタビュー、2015年8月26日

ングの「北東アジア共同体」創設の提案は、EUの安全保障政策を前提としている。具体的には、各国にある軍備の縮小、米軍基地の撤去、それに代わる地域協力の推進、共同体としての平和の枠組み作りが進行中である。冷戦の終わりとともに、アジアにおいてもエイペック（APEC）やアジア（ASEAN）、アジア地域フォーラム、また近年はアジア、プラス3（中国、韓国、日本）などが形成されている³⁾。しかし、これらの地域協力の枠組みは、経済協力を主な目的とした機構で、冷戦構造が依然として残っている東アジア地域では、多国間の地域的な枠組みは、現在は機能していない。前述した、北朝鮮をめぐる6ヶ国協議があるものの、長期にわたって中断されており、機能していない。現存するのは、米国との軍事を中心とした2国間同盟で、日米、韓米の同盟が基本的枠組みとなっている。安全保障の問題は、東アジア地域の人々によって決定されるのではなく、アメリカの利益や戦略の問題として議論されている。東アジア地域を例にするならば、中国を除いて、日本を取り巻く安全保障環境の現実には、米国を中心軸とした2国間の軍事同盟ネットワークとなっている。この軍事同盟による平和の維持を現実とする東アジアの文脈において、非暴力思想を根幹とする憲法9条の存在意義がどこにあるのかを中心に、次に考察してみたい。

III 東アジアの文脈における憲法9条の意義

20世紀は、東アジアにとって、侵略と戦争、植民地支配、民族解放戦争と争いの世紀であった。そして20世紀の前半において、朝鮮、中国、東南アジアに侵略したのは、他ならぬ大日本帝国であった。日本を取り巻く周辺諸国より、一足早く近代化を遂げた日本は、強大な軍を率い、暴力によって地域に覇権を拡大した。20世紀の前半、東アジアで起きた戦争を列挙してみると、日清戦争、米西戦争、日露戦争、第一次大戦、シベリア出兵、山東出兵、満

3) 地域共同体との関係で、姜尚中は近著「東アジアの危機」（集英社新書2014年7月）の中で、アジア（ASEAN）と同様に、東北アジアの国々（日本・韓国・北朝鮮・中国など）によるアネアン（ANEAN）の創設を提案している。

州事変、日中戦争、第二次大戦（2000万人が死亡）と、その大多数は、日本が単独で起こした戦争であった。日本が、もし存在しなければ、東アジアは大変平和な地域であった可能性が高い。被害者であったアジアの人たちは、このことを容易に忘れることはない。日本がアジアの中で、70年以上もの間、戦争をせずに、他国を攻撃することもなかったという事実は、近代史の中でも珍しいことであった。戦争と暴力の時代であった20世紀は、同時に人類がそれを克服し、平和を作り出そうと苦闘した、理想と希望の時代でもあった。1928年には不戦条約が結ばれ、奴隷制や拷問や性差別や植民地支配などと同様、戦争も違法なものにしようとする試みと挑戦が続いた。集団安全保障の仕組みとして、国際連盟や国際連合が組織され、第二次世界大戦末に生まれた国際連合憲章（1945年）では、武力による威嚇、武力の行使が禁じられることになった。ヨーロッパでは、再び悲惨な戦争を起こさないために、前述のヨーロッパ共同体（ヨーロッパ連合）が組織された。独裁制に対する民主化運動が世界各地で起こり、反戦平和運動が国境を超えて広がり、民主主義が進展した。この人類の理想と希望の流れの中に、1946年に生まれた日本国憲法、とりわけ非戦と戦力の不保持を規定した第9条は位置づけられる。日本国憲法第9条は、第一項で「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とした。この部分までは同様な文言が国連憲章、他の国々の憲法などに書かれている。日本国憲法がそれを超え、より理想に向けて進もうとしたのは、第二項に「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」としているところである。個人による非暴力主義の表明は比較的容易かも知れないが、個人を超えて、国家が非暴力の理想を宣言した条項として画期的である。敗戦以前、日本は東アジアを侵略し、戦火に巻き込み、多くの人々を殺戮し、財産を略奪した。一方、ヒロシマ、ナガサキへの原爆投下や沖縄戦、日本中の都市を焼きつくした空襲などによって、日本自身にも耐えがたい犠牲が出た。二度と戦争をしたくない、起こしたくない、巻き込まれたくない、というのが、1945年以降の日

本人の心からの願いであり、祈りであった。憲法制定直後、文部省は『新しい憲法のはなし』という教科書を作った。そこには「こんどの憲法では、日本の國が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことを決めました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。…しかしみなさんは、けっして心細く思うことはありません。日本は、正しいことを他の國よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。」と書かれている⁴⁾。

戦後日本は、この平和憲法を持ち、9条を保持することによって平和の歩みを誓うことが出発点になった。これは同時に、アジアの国々が、日本を脅威に感ずることなく、歩み始める根拠となっていたとも言える。戦後平和憲法を持ち、9条を守り、平和の歩みを誓った日本において、歴代の首相が靖国神社を参拝し、自衛隊を海外に派兵し、憲法を変えようとする動きに対して、東アジアの国々から違和感を持って受け止められていることが、その都度報道されている。日本では歴史認識の問題として、賛否両論が議論され、内政干渉であるという意見も聞こえてくる。しかし、方向転換したはずの戦後の日本の歩みに逆行していると、東アジアの国々からの批判の声が止むことは無い。今回の「安保法制」による集団的自衛権の容認決定の場合も、東アジアの人々の歴史認識から見ると、70年前の恐ろしい日本に逆戻りするのではないかと、心配や危惧が表明されている。これまで、米国との軍事同盟の傘の下で日本が他国からの侵略を受けずに済んだという「自衛」の抑止論が有効であるとしても、日本の「軍事化」の危険性と「加害」の潜在的可能性を保護してきたのは、「憲法9条」であった。東アジアの人々が平和に暮らそうとする時、「平和の共同体を築こう」とする時、実は、日本の憲法9条が大切な役割を果たしてきた。戦後、「悔い改め」の証として誕生した平和憲法は、過去に被害を受けたアジアの人々にとって、日本が2度と「戦争をする国」にならないための、大きな歯止めであった。「9条」はアジアの

4) 「あたらしい憲法のはなし」は1947年8月2日発行。著作・発行者は文部省。中学1年生用の社会科の教材。350万部が配布され、200万部増刷された。

人々にとって、自分の平和と命を保障してくれる、「生命保険」とも言える。米国、カリフォルニア大学、バークレー校で教えていたチャルマー・ジョンソン教授は、ドキュメンタリー映画、「日本平和憲法」のインタビューの中で、日本の平和憲法、特に9条は、第2次世界大戦で日本の軍国主義に踏みこまれたアジアの人々への謝罪である、と述べている。憲法9条は、日本が戦争をしない歯止めであるだけでなく、非暴力型の安全保障の枠組みとして、東アジアの人々と共有できる平和構築の指針として積極的な意義がある。改憲という手続きを踏むことなく、現実主義という便宜を優先させ、国家政策の一つである「抑止論」に基づく、集団的自衛権の行使を容認し、9条を空洞化することは、日本の戦後の立憲主義、民主主義、平和主義を崩壊させることとなる。また東アジアの文脈から見ると、周辺国との緊張関係を高め、日本が再び東アジアの軍事的脅威となることが予見されるであろう。次に、このような「抑止論」的発想による現実主義を乗り越える立場として宗教的パシフィズムの伝統、とりわけキリスト教の非暴力主義に基づく絶対平和主義の歴史と実践について考察してみたい。

IV 宗教的パシフィズムとキリスト教の非暴力主義

国際政治における現実主義としての「抑止論」的発想を乗り越える立場として、平和学の分野でも認知されているのが、宗教的パシフィズムと呼ばれる伝統及び実践である。宗教的パシフィズムの基本は、軍備、武器によって、平和が構築されるという自己矛盾を批判し、武力や暴力装置によって平和を実現することはできないとする。宗教的パシフィズムは、「平和を尊重する」、「平和を愛好する」という意味での平和主義ではない。ありとあらゆる暴力、戦争を否定するという宗教的な立場をとる。自分が殺されても、殺す側の立場には立たないことを信条とする。平和を実現するための手段としての戦争や暴力を徹底的に放棄することを出発点とする。故に社会変革、正義の実現のための武力闘争や暴力革命の思想を否定する。宗教的パシフィズムとして、キリスト教の非暴力主義に基づく絶対平和主義の伝統がある。この伝統は、

キリスト教がローマ帝国の国教になる以前から、古代教会において、非暴力思想の実践として兵役拒否の強い伝統を生み出していた。教会史家アードルフ・フォン・ハルナックは、初代キリスト者の兵役拒否の理由として次のように述べている。「兵役は戦闘にたずさわる職業であり、戦争と流血はキリスト者にとって否定されねばならなかった」「あなたは殺してはならない」という戒めと愛敵を説く福音は、神の似像たる人間にたいする尊厳が重視された。さらに初代のキリスト者にとっては、兵士が行なう無条件的な国家への誓約は、神にたいする絶対的服従の義務に相反していた。「だれも、二人の主人に兼ね仕えることはできない」という山上の説教は、皇帝への絶対的な服従を禁じたのである。またキリスト者は、真の国籍を天にもつ者として、来たるべき神の国を待望しつつ生きていたため、国家への忠誠は副次的であり稀薄であった⁵⁾。しかし、非暴力主義の伝統はキリスト教史を通して一直線に貫徹されたわけではなかった。特に、ミラノ勅令以降、ローマ帝国の国教となったキリスト教は、帝国の戦争を正当化する装置として機能し、神学者であるアウグスチヌスによって正戦論が唱えられた。キリスト教の非暴力主義の伝統は、国家と一体化した大教会自身の手によっても強制的に抑圧された。このような歴史の中で、非暴力主義に基づき戦争と兵役とを批判する伝統を打ち立ててきたのは、宗教改革以降誕生した小さなプロテスタント、キリスト教派、セクトであった。彼らは絶対的に暴力を否定する。たとえ戦場に連れてゆかれても自分たちは暴力で立ち向かわない。そういう主義を打ち立てたグループがいくつか生まれた。宗教戦争の荒れ狂った16・17世紀に登場した、再洗礼派、クエーカー派などが、その代表である。再洗礼派は、その当初から、幼児洗礼を否定する彼らの主張が、教会の全体的統一を乱すという理由で迫害を受けていた。しかし、再洗礼派にたいする政治的弾圧は、洗礼論そのものよりも、彼らのもう一つの信条である非暴力主義と兵役拒否にあったことが明らかにされている。近年の研究によれば、「再洗礼派たち

5) 宮田光雄「平和思想史研究」創文社、2006年

が、当時、非難・攻撃されたように暴動を意図する反逆者たちではなく、むしろ、その思想の中核において平和主義者であり、しかも、徹底した真剣な戦争と兵役との拒否に立つ人たちだったことが立証されている。たとえば、そのリーダーの一人フェリクス・マンツは審問の場であって、「いかなるキリスト者も剣で闘わない」こと、「剣をもって何びとをも裁いたり、殺したり、罰したりしない」ことを証言している⁶⁾。

再洗礼派の非暴力主義の伝統は聖書に深く根ざしている。特に、新約聖書マタイによる福音書に書かれている「山上の説教」に根拠を持っている。例えば、「だれかがあなたの右の頬を打つなら、左の頬をも向けなさい」(マタイ5・39)という教えや、「敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい」(マタイ5・44)という愛敵の思想、「平和を実現する人々は、幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる」(マタイ5・9)などが引用される。そのほかにも、旧約聖書の中で「十戒」の一つとして神によって命じられた、「殺してはならない」(出エジプト20:13)、イエスが捕らえられた時、剣で抵抗しようとする弟子たちを戒め、「剣を取る者は皆、剣で滅びる」(マタイ26:52)との警告などが、聖書的根拠とされている。確かに、イエスはその生涯を通して十字架の死にいたるまで、非暴力を貫き実践した。イエスがいかなる形の暴力にたいしても無縁であったことは明白である。次に、前述の非暴力主義を実践したキリスト教の再洗礼派、クエーカー派、その他のグループの歴史的成立と主要な実践である良心的兵役拒否について概観してみたい。

V 再洗礼派の系譜と良心的兵役拒否の実践事例

再洗礼派の系譜で、現在も米国にその多くの教会が存在しているのがメノナイト (Mennonites) である。米国では、ブラザレン (Church of Brotheren) と同様に「平和教会」と呼ばれている。メノナイトとは、オランダのメノ・シモンズというリーダーに率いられたピューリタンの一派を言う。メノナイト

6) Ibid、宮田光雄

は「メノの仲間たち」を意味し、彼らは、いかなるときにも暴力を使わないという誓いを立てる。そのことによって、当時の宗教戦争に対しても、あるいは国家による正義の戦争に対しても、厳しく否定的な立場を取った。そのためにメノナイトは、ヨーロッパで迫害される。18世紀から19世紀後半にかけて米国などに逃れて小規模なグループをつくり、コミュニオンを中心に隠遁生活をするようになる。現在も米国の東部に多くのメノナイトの信仰共同体があり、教会を形成している。現実の世界から逃避してのコミュニオンに固執したことから、社会に及ぼす影響力は限定的であった。これに対して、より大きな影響力をもった一派が「クエーカー (Quakers)」であった。創設者のジョージ・フォックスは、ピューリタンとしていちばん大切なのは、魂の内なる平和であると主張し、魂の内に神の光を感じ、神の平和を感じるスピリチュアリズムを大切にした。キリスト教徒にとって最もよき行いとは、教会の教えを守るのではなく、一人一人が自らの内なる平和を追求することであるとされた。この教義の帰結として、いかなる場合も「暴力によって争ってはならない」ことを主張し、非暴力を信仰の中核とした。クエーカーとは、英語の Quake、「靈感に震える者」という意味から来ている。クエーカーは教会をもたず、集会所で集会を持つ。また、彼らは牧師の存在も否定し、牧師に神の言葉を仲介してもらうのではなく、一人一人が自分の内に神をみいだすことを大切にした。共に集会に集う仲間を“フレンド”と称した。このため、クエーカーをフレンド派と呼ぶことがある。日本では、新渡戸稲造がクエーカーで、彼の助言によって、米国のクエーカー教徒たち（フレンド派）が1887年に普連土学園という私立学校を東京都港区に創設している。米国では、クエーカーの影響の下、良心的兵役拒否 (C.O=Conscientious Objection) の制度が初めて設けられている。C.O では、宗教的信仰によって武器を取らない誓いを立てた人を徴兵することはせず、その代わりに、徴兵期間と同期間、福祉やボランティアの業務に従事することが課せられている。米国では、南北戦争の時代から州の憲法に C.O の規定が記載されている。また、C.O の規定は、ドイツの基本法（日本の憲法に当たる）に盛り込まれ、兵役義務が

廃止された2011年まで、C.O 該当者の若者がドイツ国内だけでなく、世界各地で、代替サービス (Alternative Service)として福祉施設、赤十字関係の業務などに従事していた⁷⁾。勿論、米国においても戦争が起きた後に、「私は戦争に反対なので前線には立ちたくない」と言っても、兵役拒否は認められなかった。C.O に該当するためには、クエーカーやメノナイト教徒として非暴力主義の実績を示す証明書を提出しなければならない。その理由は、クエーカーやメノナイト教徒が、前線に立っても役に立たないことが、歴史的に証明されているからに他ならなかった。鉄砲を撃てと命令されても上に向けて撃つだけであることが、経験的に知られていたからである⁸⁾。

キリスト教徒のなかで非暴力主義に基づき宗教的なパシフィストとして重要な足跡を残したグループとして、ドゥホボール派 (Doukhobor) と呼ばれるセクトがある。18世紀にロシアのバリコフ付近で誕生したグループで、ドゥホボールとは「霊のために戦う者」という意味のロシア語である。その初期の指導者は、農民出身のコシルアーン・コレースニコフと羊毛商人のイラリオン・ポビローヒンという二人の人物であった。彼らはロシア正教会の信者であったが、ロシアの農民一揆と反帝政運動のなかで、農民のためのキリスト教の普及に努めたことで知られている。彼らは、ロシアのカトリック教会の外面的な装い、十字架やイコンを否定し、神は普遍的な愛、永遠の善として選ばれた人の心のなかに宿るとした。彼らは、ロシア・カトリック教会に対して一種の宗教改革を行ったと考えられている。その教義は、メノナイトやクエーカーに共通するスピリチュアリズムで、内なる魂の大切さが強調されている。彼らは絶対平和を掲げ、ロシア皇帝のためにも、農民一揆においても武器は取らず、兵役も納税も拒否し、私有財産も認めなかった。ドゥホボール派は、ロシア政府より激しい弾圧を受け、19世紀前半にバリコフ近郊からシベリアに強制移住させられる。また1898年には、シベリアから7400人以上がカナダに移住した。現在もカナダに移住者の子孫が定住している。興

7) 稲垣真美「良心的兵役拒否の潮流」社会批評社、2002年

8) 西村裕美、「子羊の戦い」未来社、1998年

味深いのは移住の前後に、作家のトルストイがドゥホボール派の思想に触れ、財政的支援をしたことである。トルストイは、彼の書いた「復活」というベストセラーの小説の印税を全て、カナダに移住したドゥホボール派教徒に提供している。またトルストイが晩年に書いた「イワンの馬鹿」や「光あるうちに光の中を歩め」はスピリチュアリズムを中心とした小説として知られ、ドゥホボール派の影響とも言われている。トルストイの平和思想、平和主義は、トルストイをロシアに訪問した徳富蘆花やマハトマ・ガンジーにも大きな影響を与えたことが知られている。ドゥホボール派の非暴力主義の思想は、トルストイを通して継承、発展したとも考えられる。

日本におけるキリスト教非暴力主義の事例としては、「無教会派」が挙げられる。日本の大多数のプロテスタント教会は、19世紀に欧米からの宣教師によって輸入されたが、「無教会派」は日本で独自に誕生したプロテスタントの教派である。「無教会派」は教会を否定し、聖書集會や聖書研究をその活動の中心とした。「無教会派」を提唱した指導者の内村鑑三は、「無教会」を以下のように定義している。「無教会」は教会の無い者の教会であります、即ち家の無い者の合宿所ともいべきものであります、即ち心霊上の養育院か孤児院のようなものであります、「無教会」の無の字は「ナイ」と訓むべきものでありまして、「無にする」とか、「無視する」とか云う意味ではありません、……真性（ほんとう）の教会は実は無教会であります、天国には実は教会なるものはないのであります⁹⁾。内村によれば、イエス・キリストの活動も無教会であり、パウロの活動も無教会、旧約聖書に登場する預言者たちも無教会であった。また、内村は明治時代に日本に導入されたプロテスタント教会が、その中心を欧米本国に置いていたことに反発し、日本のキリスト教知識人としてのナショナリズムが働き、無教会を提唱したとも言われている。「無教会」を土着の日本のキリスト教と分類して説明されることもある¹⁰⁾。

9) 内村鑑三、『無教会』誌1号社説「無教会論」、(『内村鑑三全集』(岩波書店)第9巻、71~73頁)

内村鑑三が、ナショナリストであったことはよく知られている。内村は自分にとって大切なことは、二つの“J”であり、それは、“Jesus”（イエス）と“Japan”（日本）であると述べている。内村は同時に自らの信仰から、絶対的の平和主義を主張し非戦論を唱えている。内村は日露戦争に際して、平和主義の立場から非戦論を展開し、最終的には「萬朝報」からも追放された。しかし、内村個人は、良心的兵役拒否の考え方には否定的であり、兵士が戦地で戦うことを否定することはなかった。無教会派を継承し、東京大学の総長であった矢内原忠雄は、第二次世界大戦に際して非戦論を説き弾圧された。「無教会派」は日本における非戦論、平和主義の流れとして重要な役割を果たしたが、その影響力は知識人の間に限定されていた。

近代日本において、同じキリスト教の系列で庶民の間に起きた良心的兵役拒否の事例としては、灯台社（現在、ものみの塔、エホバの証人）の事件がある。1939年6月21日、明石順三主宰のキリスト教団体「灯台社」が、兵役拒否により130人余りが検挙された事件である。発端は、軍隊内で、灯台社に属する、明石真人、村本一生、三浦忠治の3人が「私の銃をお返しします」と兵役を拒否したことによる。3人に軍法会議の判決の下った1週間後、警視庁および荻窪署の武装警官約50名が、荻窪の灯台社を包囲し急襲した。指導者の村本一生は、灯台社の信者に兵役拒否を説き、組織内では孤立を招いたが、「戦うなかれ」を説き続けたとされている。この灯台社事件は、戦時中の日本で兵役拒否によって検挙され投獄された、唯一の事件として知られている¹¹⁾。

続いて、現代のキリスト教平和運動の国際的な実践として、クエーカーの流れから登場した国際友和会を取り上げ、その非暴力主義平和運動の国際的な広がりを紹介する。

10) マーク・R・マリンス「メイド・イン・ジャパンのキリスト教」トランスビュー出版、2005年

11) 稲垣真美「兵役を拒否した日本人」（岩波新書）、1972年

VI 現代のキリスト教平和運動の国際的な実践

国際友和会（FOR=Fellowship of Reconciliation）の歴史は、第一次大戦が起きた1914年に遡る。戦争に突入した両側の国々のキリスト者の中で、戦争が不正でありイエス・キリストの精神に反することを確信し、有志が集まり、1919年に国際友和会が組織される。FOR はキリスト教的非暴力運動として出発し、その目標としてエキュメニズム、社会的正義、国際的平和を追求しようとした。現在の規約第1条によるとその目的は「国際友和会は、正義を創り出しコミュニティを回復するために、愛と真実の力に確信をもち、個人的、社会的、経済的、政治的に、生活の仕方と変換の方法として積極的非暴力をつらぬく人びとの国際的、かつ霊性にもとづく運動である」と規定されている¹²⁾。FOR が戦争を否定することは、多くのメンバーを良心的兵役拒否の実践に導いた。とくにイギリスとアメリカとにおいて、彼らは、第一次大戦中、その確信のゆえに投獄され、残虐な取り扱いをうけて死をすら招くことになった。第二次大戦中にヒトラー統治下において、多くのメンバーがその確信のゆえに投獄され、強制収容所に送り込まれ、指導的メンバーは処刑された。現在も、FOR は兵役義務を否定し、世界各国の同じ兵役に反対する他の組織と協力しながら、良心的兵役拒否者に必要な情報や助言を提供している。日本友和会では、軍事費支払拒否の運動が展開され、各国にあるFOR からも注目された。FOR は、既存秩序の擁護のためであれ、変革のためであれ、いっさいの組織化された暴力にたいして反対し、非暴力の原理を貫くことを原則としている。FOR はキリスト教の平和・非暴力主義を基本的な信条としているが、組織の中には、ユダヤ教徒、ヒンズー教徒、仏教徒なども参加している。FOR は排他的なキリスト者だけの集りではなく、多様な国籍、人種、宗教、世界観の人びとから構成されている。FOR は多くの国連及び国際機関、NGO の会議に出席し、非暴力による平和の実現に貢

12) 国際友和会ホームページ www.jca.apc.org/jfor/ifor.html

献している。

最後に憲法9条の非暴力主義と旧約聖書に登場した預言者イザヤの非暴力へのビジョンを比較し、その近似性におけるキリスト者及び宗教者の憲法9条に関連した取り組みを紹介する。

Ⅶ 憲法9条の可能性と預言者イザヤのビジョン

日本憲法の前文と9条は、「武力によらない平和の実現」と「非暴力主義」を目指すことを宣言している。前述したように「非暴力主義」の安全保障論は、国際政治の舞台では現実的ではなく、無力であると考えられることが多い。しかし、歴史的には9条が象徴する非暴力主義の考え方は世界的にも、大変注目されて来た。20世紀に入る前から、戦争をする時も最低限のルールが必要であることが国際的に認識されていた。戦争のルール作りのために各国の外務大臣が中心になり開催されたのが、ハーグ国際平和会議であった。第1回が1899年、第2回の開催が1907年である。この会議において、戦争をするときは、宣戦布告をすること、略奪を禁止するというルールに加えて、無防備都市を攻撃してはいけないという考え方が登場している。この無防備都市の攻撃禁止は後に、1977年のジュネーブ諸条約追加第一議定書に加えられ、無防備地域を宣言した都市、地域を攻撃してはならないことが国際条約で定められている。つまり、「私たちの町は、一切兵隊がおりません。軍事施設もありません。」と無防備であることを宣言した場合、国際条約によって、その町、地域を攻めてはいけないことが、決められている。2004年に日本はジュネーブ諸条約を批准しているため、無防備都市宣言をする自治体が日本にも存在している。東京の国立市では市長が先頭に立ち無防備都市平和条例制定の取り組みがなされた¹³⁾。1999年に開催されたハーグ国際平和市民会議では、行動目標として、21世紀のアジェンダの第一位に、あらゆる国に日本の憲法9条を広めることが決議されている。9条で定める非暴力平和主

13) 無防備地域宣言全国ネットワーク「無防備平和条例は可能だ」耕文社、2007年

義は人類が向かう方向を示しており、決して無力ではない。

旧約聖書のイザヤ書2章4節には、「彼らは剣を打ち直して鋤とし、槍を打ち直して鎌とする。」という言葉がある。ニューヨークの国連本部前に、この句に基づいたモニュメントが置かれている。実は、旧約聖書のヨエル書4章10節には、まったく逆の言葉が書かれている。そこには「鋤を剣に、鎌を槍に打ち直せ」とある。こちらの方が、当時の現実に近いと言える。まだ軍隊が常備されていなかった時代、敵が攻めてくると、一般の農民にこう呼びかけたのである。人々は農具を武器に作り変えて戦いに臨んだに違いない。イザヤ書では、この句を逆転させて、武器を捨てて平和を選び取る意志、「戦わない」意志を明確に示している。これは憲法9条ができた時の動機に、非常によく似ている。預言者イザヤが活躍した紀元前8世紀は、イスラエル民族の二つの王国のうち、北のイスラエル王国がアッシリアに攻め滅ぼされ、南のユダ王国も戦乱の悲惨に巻き込まれていた。国土は荒れ果て、人々は傷つき、滅亡はかろうじてまぬがれたものの、敗残の小国としてアッシリアの支配に屈したユダ王国は無力感と絶望とに打ちひしがれていた。この時に預言者イザヤは、いつの日か、このエルサレムを多くの国々が敬意を持って仰ぎ見ることになるかと告げた。しかしそれは、今はみじめな敗戦国だが、いつか力を回復し、強くなって他の国々に君臨するようになる、という復讐の宣言ではなかった。そうではなく、「国は国に向かって剣をあげず、もはや戦うことを学ばない」（イザヤ書2：4）ようになり、その結果として、この国が世界に仰がれるようになると主張したのである。敗戦国の目指す道は、再び力をつけて復讐をはかることにはなく、もはや戦いを捨て、「戦わない」意志を明確に示すことにあるはずだと述べたのだ。かつての日本も、まさしく「鋤を剣に、鎌を槍に」して、戦いに臨んだ。武器を作るために銅像や寺院の鐘までも金属資源として供出させられたことは、よく知られている。敗戦後に定められた日本国憲法は、もはや「戦わない」意志を明確に示したものであった。憲法9条はまさにイザヤの非暴力のビジョンに通底している。憲法9条は個人ではなく、国家が「非暴力宣言」をしたことで、

東アジアを含めた世界の国々から敬意をもって迎えられた。

日本の教会及びキリスト者が東アジアの平和の実現に貢献できる一つの取り組みは、預言者イザヤのビジョンを再度受け継ぎ、平和憲法9条を継承することに努力することではないだろうか。日本のプロテスタント教会及びキリスト教主義団体で構成される日本キリスト教協議会（NCC）は、アジアの教会に呼びかけ、第1回「9条アジア宗教者会議」を2007年11月に、東京の在日大韓 YMCA で開催している。その後、韓国のキリスト者と宗教者の熱意と協力のもとに、第2回会議を2009年12月にソウルで、第3回会議を2011年10月に沖縄で開催した。第4回会議は昨年12月に東京で再び開催された。憲法9条を世界に広げる草の根の働きは、大きな広がりを見せている。神奈川県在住の女性キリスト者によって発案された、「憲法9条にノーベル平和賞を」は推薦人を得て、昨年及び今年、ノルウェー・ノーベル委員会から推薦を受理したことが報じられている。国家が非暴力主義を宣言した画期的な憲法9条を東アジアの平和の基軸の一つとすることは、日本のこの地域での平和構築への大きな貢献になる。憲法9条は国際政治における平和理論の現実主義を超えるビジョンと可能性を有している。

（筆者は関西学院大学商学部教授）